

富士見市行政経営改革指針に対するパブリックコメント結果

市民対象

実施期間：平成 16 年 11 月 10 日～12 月 10 日

周知方法：広報ふじみ・HP ずっとふじみ・市内各公共施設へ関係書類設置して周知。

提案者：5 名

コメント内容一覧

番号	コメント内容（全文）	指針の該当箇所	反映後
1	<p>パブリックコメントのあり方、電子自治体化の推進、予算編成過程への市民参加、入札改革、組織機構改革、外郭団体改革、広域行財政改革、推進体制、表記の統一</p> <p>?パブリックコメントのあり方</p> <p>富士見市行政経営改革指針（第 4 次富士見市行財政改革大綱）の策定にあたって、職員は、第 3 次富士見市行財政改革大綱とそれを具現化した推進計画の実績をふまえたうえで、検討している。市民に対しても、抽象的な指針案を示すだけでなく、これまでの具体的な実績、庁内評価を公表したうえで、パブリックコメント（市民意見提出手続）を実施すべきである。また、抽象論にとどまる指針だけでなく、具体的な行動計画についても、パブリックコメント（市民意見提出手続）を実施すべきである。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します</p> <p>市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり</p>	<p>パブリックコメント（市民意見提出手続）の対象としては、自治基本条例において「重要な施策」について行うものとされているなど、基本的な計画や総合的な計画などの政策や施策の方向を決定付けるものまでを想定していますので、指針についてコメントを頂きました。行動計画については、主に、各部局及び各課が行う各種事務事業改革改善についての細部計画ですので、パブリックコメントの必要はないと判断しています。なお、行動計画を実施する段階で必要が生じた場合は、適切な方法をとっていきます。</p>
	<p>電子自治体化の推進</p> <p>総じて、電子自治体化の視点が希薄である。IT 革命といわれるように、IT 化、電子自治体化は、市政に大きな変革をもたらすものである。指針案「5 指針の体系」では、「事務の簡素化・合理化」の一つに「電子市役所の構築（IT による合理化）」が示されており、IT 化が OA 化の言い換え程度に矮小化されている感がある。「4 施策展開の方向」等の「情報共有の推進」を「情報共有・市民参加の推進」と改め、Web 上での情報提供の大幅な拡充、電子掲示板等による市民参加を推進する。市公式サイトのあるあり方の再検討・再構築にあたっては、業者委託だけに依存せず、市民参加・協働を進めれば、最少の経費で市民ニーズを反映したものを実現できるであろう。また、「市民が利用しやすい窓口への進化」を図るため、電子メールや Web 上で手続、相談等をできる電子窓口を整備する。市公式サイトアクセシビリティやユーザビリティ（利用しやすさ）の向上、バリアフリー化も必要である。職員対象の説明会・会議、手続等についても、庁内 LAN 上での実施を進める。電子自治体化に対応できる職員の育成も急務である。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します</p> <p>市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり</p> <p>市民が利用しやすい窓口への進化</p>	<p>電子自治体の構築は、IT 革命を進めていく中で地方自治体に求められている課題であり、本市が行政経営改革を実行していく上においても市を取り巻く状況として、考慮すべき基本的考え方の一つとなり、各行動計画に大なり小なり影響を与えるものと考えています。</p> <p>「5 指針の体系」で、「事務の簡素化・合理化」として「電子市役所の構築」と表現したのは、IT 技術の活用による事務の簡素化・合理化を強調する意味がありますが、「電子市役所の構築」という表現が他の柱、項目で使用されていないことから、ご指摘のような誤解を招いてしまいましたので、下記のとおり改善しました。</p> <p>4 施策展開の方向</p> <p>(2)成果重視の行政経営を目指します</p> <p>効率的で効果的な行政運営</p> <p>4)電子市役所の推進</p> <p>IT の活用により、事務処理を簡素化・合理化してコストを削減するとともに、高度情報化社会における市民のライフスタイルに合わせた各種サービスを充実させていきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>< 改革行動概要 ></p> <p>01. 申請・手続のオンライン化</p> <p>02. 内部事務の電子化</p> <p>03. IT を活用した市民参加・協働</p> </div>
	<p>予算編成過程への市民参加</p> <p>予算編成過程への市民参加を進める。市民は、金のことを考えず、あれもほしい、これもほしいと市にねだる「子どもの視点」に陥りがちである。あれはあきらめて、これだけで我慢するか、多少無理をしてでも両方手に入れるかを考えられる「大人の視点」を持つ必要がある。事業をどう取舍選択するか、増税してでも実施するかの判断を迫られる予算編成過程への市民参加は、市民が「大人の視点」を持つよい機会となる。また、予算の多くは従来から継続されている事業に関するもので占められており、その費用対効果の検証、政策評価への市民参加</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します</p> <p>市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり</p> <p>(2)成果重視の行政経営を目指します</p> <p>コストと成果を重視した事業展開</p>	<p>予算編成を協働で行うことは、市民の代表である市長の権限の問題や予算編成が複雑かつ多岐にわたる作業であるという性格から困難であると考えます。そこで、まずは自治基本条例に基づく市民参加・協働のまちづくりへの参加をお願いし、市民の意見が予算に反映できるように努力してもらうことが必要と考えています。予算編成において現状でできることとして、まず、平成 17 年度から予算書をより分かりやすいものに作り直しました。予算項目を事業別に明示することなどにより、市民の皆様から預かっている税金が実際にどのように使われているかが詳細に分かるように改善しました。</p>

としても意義がある。		
<p>入札改革</p> <p>電子入札の導入にあたっては、紙での手続を単に電子化するだけでなく、予定価格の事前公表の実施等、入札のあり方を抜本的に見直す。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(2)成果重視の行政経営を目指します</p> <p>効率的で効果的な行政運営</p>	<p>01 公共工事費縮減と事務の簡素化の中で、入札・契約方式及び制度の改善を図っていきます。</p>
<p>組織機構改革</p> <p>助役、部制を廃止し、課長級職員へ大幅に権限を委譲する。市に、理事 10 人以内を置くものとする。理事は、市長の視点に立ち、市政全般を見渡して、市長を助けるとともに、担当事項に関して、企画立案、総合調整、政策評価等にあたる。理事は、行政分野別に職務を分担するほか、行政計画別に職務を分担し、当該計画の進行管理、政策評価等にあたる。理事のうち一人以上は、専任又は兼任で地域政策を担当し、富士見市総合計画第 4 次基本構想の基本理念の一つである、身近な地域からのまちづくりの推進にあたる。市に、参事 10 人程度以内を置くことができるものとする。参事は、理事を助け、又は、市長の命を受け、理事に準ずる職務にあたる。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します</p> <p>安定した経営組織の確立</p>	<p>ご提案の趣旨は、横断的組織へ変革の必要性を指摘しているものと思われます。これについては、下記の細節を追加し、これに伴う各種行動計画で実現させていきます。</p> <p>4 施策展開の方向</p> <p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します</p> <p>安定した経営組織の確立</p> <p>1)組織機構改革</p> <p>04 横断的組織への変革と効果的運用</p>
<p>外郭団体改革</p> <p>外郭団体への職員の派遣を停止し、補助金等を見直すとともに、市に準ずる経営改革を求めていく。土地開発公社は、廃止を含めて、そのあり方を見直す。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します</p> <p>安定した経営組織の確立</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します</p> <p>安定した経営組織の確立</p> <p>1) 組織機構改革</p> <p>02 組織の合理化</p> <p>に伴う行動計画として「市が出資している公益法人等の健全化」を追加し、既存項目「職員派遣制度の見直し」と併せて、ご提案の趣旨を実現していきます。</p>
<p>広域行財政改革</p> <p>市境周辺、特に鉄道駅周辺のまちづくりを進めるにあたっては、隣接自治体とのより緊密な連携・協力、当該自治体住民の参加を進めるとともに、応分の財政負担を求めていく。一部事務組合に対し、市に準ずる経営改革を求めていく。一部事務組合管理者等の報酬は、月額千円程度とし、期末手当は廃止する。また、先進的な政策開発、構造改革特別区域の申請等により、富士見市から全国へ行財政改革を展開できるよう努めるものとする。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します</p> <p>安定した経営組織の確立</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します</p> <p>安定した経営組織の確立</p> <p>1) 組織機構改革</p> <p>02 組織の合理化</p> <p>に伴う行動計画として、「広域行政の運用の見直し」を追加し、隣接自治体との緊密な連携・協力・負担を求めていきます。また、一部事務組合は独立した自治体（特別地方公共団体）のため、負担金の精査等（行動計画：一部事務組合の負担金の精査）や、要望・要請などの方法によって改革改善を求めていきます。特区については今後もさらに検討していきます。</p>
<p>推進体制</p> <p>幅広い市民による行政経営改革の監視・参加を進めるため、改革の進捗状況等についての説明会、公聴会等を定期的開催する。富士見市行財政改革市民会議は、廃止する。行財政改革大綱から行政経営改革指針へ改称するにあたり、行財政改革推進本部等を行政経営改革推進本部等へ改称するのにも一考の余地がある。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します</p> <p>市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり</p>	<p>自治基本条例に基づく市民参加手続の手法として、行財政改革市民会議を定期的開催しており、今後も行政経営改革には不可欠と考えています。なお、17 年度からは公募枠を設けるなど、より広い層からのご意見をいただけるよう努めます。また、「富士見市行政経営改革指針」の制定に伴う、組織の名称変更については今後検討していきます。</p>
<p>表記の統一</p> <p>表紙中、「平成 16 年 11 月現在」の「11」に全角文字と半角文字とが混在している。いずれかに統一した方がよい（この部分は、最終的に削除されるが。）。「市民の目線でわかりやすい行政を目指します」は、6 頁では漢字で「わかりやすい」とあるが、7 頁と 10 頁では仮名で「わかりやすい」とある。いずれかに統一した方がよい。</p>	<p>提案のとおり</p>	<p>ご指摘のとおり訂正しました。</p>
<p>● 特別職の報酬等の削減</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会の会長及び委員の報酬は、開示決定等についての不服申立ての審査を</p>	<p>会長 20,400 円</p> <p>委員 18,300 円</p>	<p>この報酬については、地方自治法第 203 条に基づき、条例で定められています。これは、審査会委員が審査会の分掌事務を処理(最新の判例等制度に関する情報交換</p>

	行う場合はともかく、通常の会議では高額に過ぎ、他の審議会等に比して均衡を失する。		等を含む。)するために勤務した実績に対して支給するものであり、個々の会議内容によって同一の審査会に複数の報酬額を規定することは適当ではないと考えますので、変更等は予定していません。
	特別職の職員で非常勤のもの(議員を含む。)の費用弁償は、実費を支給するものとする。	行動計画：非常勤特別職の費用弁償の廃止	原則的に、廃止の方向で検討しています。議員については今後、検討していきます。
2	1. 各職場での適正人員の配置(市役所、出張所、図書館、老人施設など)。パート正規職員の比率と業務内容の再チェック	4 施策展開の方向 (2)成果重視の行政経営を目指します 効率的で効果的な行政運営	行動計画：「新たな計画に基づく定員の適正化」において検討していきます。
	2. 教育指導の徹底 1 2～3年前、平成3～4年ごろ、名古屋のスーパーユニーの当時の社長の家田さんが実施していたY.T.Y.S運動(よってたかってやるシステム)専門職が定期的に研修会をやりパートを含む社員がオールマイティな人間を作る。例えばレジや売り場で客がつかえたり、品揃えに困ったりしたとき店内の音楽を変え(社員従業員にしかわからない)、手の空いたものが応援に駆けつけ対応する。 3. 「トヨタ生産方式」「アウトソーシング(外部委託)」の検討 4. 全職員(パート含む)の経営感覚の保持(汗・力・知恵を出すこと)	4 施策展開の方向 (3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します 安定した経営組織の確立	行動計画：「人材育成方針の推進」(同方針の「今後の研修のあり方」)の中で検討していきます。
	5. 全国のほかの市(人口同程度(2～3万増減含む))との職員(人件費)比較表の作成	4 施策展開の方向 (2)成果重視の行政経営を目指します 効率的で効果的な行政運営	生活費、民間賃金水準には地域差があることから、それらがほぼ同水準にある県内の同規模の市とのラスパイル指数での比較を行う方がより精度の高い結果が得られるので、当該資料(既存)で対応していきたいと考えます。
	6. ディスクロージング(情報公開)を市民に...市の財政状況(収支実態)	4 施策展開の方向 (1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します 市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり	基本的な情報は、広報やホームページ上で提供をしています。また、平成17年度の予算書について、よりわかりやすいものに作り直しました。予算項目を事業別に明示することなどにより、市民の皆様から預かっている税金が実際にどのように使われているかが詳細に分かるように改善しました。
3	<事業の協働化の推進について> 福祉・環境・生涯学習・都市計画等の各分野で協働の可能性を探る、とありますが、できるだけ早い時期に協働化の推進事業の候補または特定、協働化の推進の具体的計画、期待できる効果、について検討の上公表して欲しいと思います。	4 施策展開の方向 (1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します 市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり	行動計画：「市民との協働の可能性のある事業の洗い出し」により、提案のとおりすすめていく予定です。
	<事務事業評価と市民満足度について> 事務事業評価については、職員、市民、学識経験者の機関で行い、単年度ごとに公表してほしいと思います。 市民意識調査については、第9回以降実施されていませんが、2年に1回の実施は無理でしょうか。 単年度又は2年度の事務事業の見直し、また、市民意識調査により市民ニーズの変化に対応し、社会状況、地域状況を加味すれば、市民満足度の高い早期の政策決定、修正、見直し等が可能だと思います。	4 施策展開の方向 (2)成果重視の行政経営を目指します 効率的で効果的な行政運営	行動計画：「経営戦略会議の設置と効果的運用」及び「内部評価の充実・外部評価の導入」により、ほぼ提案のとおり行う予定です。また、行動計画：「市民満足度調査の実施」については、3年に1回程度の予定です
	<業務委託、指定管理者制度について> 現況の把握、今までの具体例と成果を知りたいと思います。 今後可能性のある事業、施設の選定、候補につい	4 施策展開の方向 (2)成果重視の行政経営を目指します 効率的で効果的	指定管理者制度は平成17年度から3施設に導入予定であり、残る施設についても平成17年度中には移行手続きを完了する計画で進めています。経過及び経過等につきましては、順次、必要に応じて公表していく予定

<p>て公表してください。 導入による、職員の減数、費用効果を3、5、10年で試算の上公表してください。</p>	<p>な行政運営</p>	<p>です。</p>
<p><安定した経営組織の確立> 区画整理事業、団地建替え事業、中心市街地活性化事業等市の重要な事業については「部」の対応でなく、横断的な「チーム」対応や「グループ」対応をはかる必要を感じます。 適材適所の職員配置をはかるとともに一定期間同じ又は関連した部署に配置し経験や技能の蓄積をはかる。経験と技能の蓄積は大きな市民サービスにつながると思います。</p>	<p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します 安定した経営組織の確立</p>	<p>横断的連携を意識した推進体制を構築してきていると考えますが、今後さらに、 (3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指します 安定した経営組織の確立 1)組織機構改革 04 横断的組織への変革と効果的な運用を追加し、行動計画：「横断的連携の取れた組織への変革」による改革を推進していきます。 また、適材適所の職員配置については、行動計画：「人材育成基本方針の推進」の中で検討していきます。</p>
<p><自主財源の確保について> 用途地域の見直しによる宅地化の促進、事業所の誘致 国道、県道に沿った市街化調整区域の市街化区域化 東武東上線3駅周辺の商業地域、近隣商業地域の拡大 企業や教育、研究施設の積極的な誘致 自転車保有税、環境税、緑化税の検討</p>	<p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指す 税財政構造を変えるまちづくりの推進</p>	<p>主要幹線道路沿線の整備については、基本構想に基づく将来土地利用の推進として、市役所周辺地区（シティゾーン＝都市機能を複合的に集積させる地区）及び水子・針ヶ谷地区（リプレーヌ都市整備事業＝水辺を活かした新しいまちづくり）の整備事業を推進中。また、駅周辺地区の整備については、現在鶴瀬駅周辺地区の用途地域見直しを含め土地区画整理事業を推進中。新税導入については、埼玉県の動向を考慮しつつ、新たに発生する経費とのバランス等踏まえ見極めていきます。</p>
<p>東武鉄道について、駅舎周辺整備、踏み切り整備、立体交差整備協力金（税）の検討。 ただし、市民には市営有料駐輪場における補助（割引）制度の実施。 整備不良車、違法駐輪等に反則金の検討。</p>	<p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指す 税財政構造を変えるまちづくりの推進</p>	<p>駅前広場の整備・踏み切りの整備・立体交差整備の負担については、そのつど協定により一定の負担割合により整備を行っていますので、更なる負担は富士見市の自治体だけの問題ではありません。駐輪場の整備に係る経費は、市内3駅を利用する隣接町と協定書を締結し負担して頂いています。市内外問わず利用料金を統一していますので、現状の料金設定でしばらくは推移するものと考えています。 整備不良の自転車に対する反則金については、道路交通法第120条第1項第8号の2で罰則規定がありますが、所管が警察となっています。また、違法駐輪（放置自転車）の反則金については、自転車に防犯登録をされていない方が多いことなどや、必ずしも所有者＝放置者でないことなどから、反則金の徴収は難しいと思われる。しかし、ご指摘の問題は放置して置けない大きな課題でありますので、より良い解決方法を今後も研究していきます。</p>
<p>営業自動車会社には、道路整備、停留所利用の協力金（税）の検討</p>	<p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指す 税財政構造を変えるまちづくりの推進</p>	<p>コメントの主旨としては、「公の費用で設置した道路を企業の利益のために使用するのだから、協力金（税）の負担を求めても良いのではないか」と理解することができますので、こうした認識で以下に回答します。 道路法第49条は、「道路の管理に関する費用は、……当該道路の道路管理者の負担とする。」と定め、道路管理者以外にその負担を求めることを禁じています。これは、一般交通の用に供する（同法第2条）ために設置された道路である以上、目的がどのようなものであれ通行（駐停車等を含む。）する者から特別の負担を求めるべきではないという考え方によるものと思われる。また、地方財政法第4条の5（割り当て寄付金等の強制の禁止）の制約もあります。 また停留所利用という点についても、道路占用の対象（道路法第32条、35条及び道路法施行令第7条）からは外れているため、占用料を徴収することはできません。これは、停留所利用は交通上の問題であって道路交通法の範疇に属するものであること、道路における公共交通の確保の観点などから除外されていると考えられ</p>

			<p>ます。なお、停留所標識については道路法施行令第7条第1号物件として占用許可の対象となっています。</p> <p>いずれにしても後者については検討の余地はありますが、負担を求める根拠の説明をはじめ、道路運送法により広域での営業免許を受けた者に対して一自治体が負担を求めていくことの是非(都市部では路線バスの専用レーンまで設置して公共交通の利便性を高めている自治体もある。)市外の企業が運行する従業員送迎バスとのバランス、停留所施設設置の費用と近隣への影響など調査検討課題が大きいので、慎重かつ十分な検討時間が必要と思われます。</p>
4	<p>素案の7頁・4-(1)-01「市民に市の情報を積極的に提供し、幅広い市民の意見を行政運営に反映させ」</p> <p>？ここでいう「情報」には、他市の先行事例・研究の成果など、政策に参画しようとする市民の意思形成に資する情報も含むと容易に解釈できるようにした方が良いのではないかと。素案の表現だと、「富士見市の現状や方針を市民に良く知ってもらおう」に留まるような気がする。より多くの人に住みたいと思ってもらえるよう、自治体間の競争が激しくなると考えられる。市民も「ライバル」や「先輩」あるいは失敗例を意識して行政に意見を言えるようにしていくべきだ。</p>	<p>4 施策展開の方向</p> <p>(1)市民の目線でわかりやすい行政を目指します</p> <p>市民と行政の信頼関係に基づく協働のまちづくり</p>	<p>ご提案の趣旨については、表現上の変更等は行わず、自治基本条例における市民参加・意見提出手続及び協働の理念に則り、具体的な行動計画において、実際に市民参加・協働の機会を設け、実行に移すことが重要であると認識しておりますので、ご理解ください。</p>
	<p>素案の7頁・4-(1) 市民が利用しやすい窓口への進化</p> <p>？窓口の機能のうち、情報提供・相談・申請といったものはインターネットを通じて出来るようになりつつあるし、外出困難な方や時間の余裕が無い方のために推進すべきである。このように、窓口のオンライン化が進んでいるのに、この項でこれについての言及が無い。オンライン窓口(ホームページも含む)も、「親切で親しみやすい窓口」や「身近で使いやすい窓口」となるように、一言書いておくべきだ。素案が既存施設のバリアフリーに言及しているのに、情報知識・リテラシーの格差によるオンライン窓口利用の障壁(バリア)について何も述べないのはバランスを欠く。</p>	<p>提案のとおり</p>	<p>電子自治体の構築は、IT革命を進めていく中で地方自治体に求められている課題であり、本市が行政経営改革を実行していく上においても市を取り巻く状況として、考慮すべき基本的考え方の一つとなり、各行動計画に大なり小なり影響を与えるものと考えています。</p> <p>「5 指針の体系」で、「事務の簡素化・合理化」として「電子市役所の構築」と表現したのは、IT技術の活用による事務の簡素化・合理化を強調する意味がありますが、「電子市役所の構築」という表現が他の柱、項目で使用されていないことから、ご指摘のような誤解を招いてしまいましたので、下記のとおり改善しました。</p> <p>4 施策展開の方向</p> <p>(2)成果重視の行政経営を目指します</p> <p>効率的で効果的な行政運営</p> <p>4)電子市役所の推進</p> <p>ITの活用により、事務処理を簡素化・合理化してコストを削減するとともに、高度情報化社会における市民のライフスタイルに合わせた各種サービスを充実させていきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><改革行動概要></p> <p>01. 申請・手続のオンライン化</p> <p>02. 内部事務の電子化</p> <p>03. ITを活用した市民参加・協働</p> </div>
	<p>素案の9頁・4-(3)-02「高度な知識と能力を備えた人材を確保・育成する」</p> <p>？民間企業経験者など中途採用の導入を意識して、知識・能力に「経験」「経歴」といった言葉を追加するべきだ。素案を意地悪に解釈すると新規学卒採用のみが念頭にあるように感じられる。</p>	<p>提案のとおり</p>	<p>「高度な知識と能力を備えた人材」には、新卒者のみでなく、民間経験者なども含まれていることをご理解ください。</p>
	<p>同項「...育成するとともに、適材適所の効果的な職員配置と職員個人の能力を最大限引き出す人材運用を図ります」</p> <p>？人事政策の「客体としての職員」が前面に出過ぎ</p>	<p>提案のとおり</p>	<p>指針という限られた紙面の中で市の方針を簡潔に表現したものです。ご提案の主旨については、この指針を受けて作成・運用する人材育成基本方針に生かしていきます。</p>

	<p>て、成長する「主体としての職員」という視点の弱い表現になっていると思う。具体的には「一年間留学させてください！」などと言出しそうな職員像が見えてこない。「育成する」という上からの視点も大切に削除すべきではないが、「自己研鑽を支援する」といった後見的な一歩引いた視点からの表現も併記すべきではないだろうか。職員に対して、「市は皆さんの成長意欲を最大限サポートしますよ」という暖かい声援を送ると共に、「これからは上から言われた勉強だけやっても駄目だよ」という宣告をこの指針とする必要があると思う。</p>		
5	<p>第4次行財政改革の策定によると、平成17年度からは事務事業のスリム化が徹底されるとのことで、これまでのずさんな財源放出により一層の歯止めがかかるものと、その成果のほどを期待してやまない。</p> <p>中でも特に私が関心を寄せる部門は、「公民館・文化会館・コミュニティセンター等の施設利用の有料化及び使用料の値上げ」の見直しである。これらの維持管理費として計上される歳出は巨額であり、年を追うごとに累積赤字が増える傾向にあるという。そもそも施設利用の目的は趣味や学習を通じた個人の自己研鑽の高揚に置かれているものであるから、施設維持費くらいは支払う義務が生じてしかるべきである。財政難の折からも、従来の受益特権に甘んじる姿勢から、受益負担の意識に転じる柔軟な態度を持つことも肝要ではないだろうか。施設利用者の顔ぶれもいつも限られており、納税者へのバランスの取れた公平なサービスの面からも問題を孕んでいる。この機に乗じて徹底的な制度の見直しを図られるよう、切望する次第である。</p> <p>また、富士見市は法人市民税や固定資産税収入の割合が非常に低いといわれているが、それに代わる新たな財源を生み出す方策が考慮されているのか否か。市のNPO活動の実情や大学研究機関との連携によって何の事業が推進されようとしているのか。市民と行政との協働事業の具体案とは何か。市民が期待している真の行政サービスが何なのか理解しているのかどうか、納得のいく説明を伺いたい。</p>	<p>(3)分権時代にふさわしい自立した行政を目指す 税財政構造を変えるまちづくりの推進</p>	<p>市内の公の施設の利用率有料化については、その是非も含めて、16年度中に全面見直しを行いました。結論としては、ご指摘のとおり、納税者への公平なサービスには受益者負担の原則による有料化が適切として、平成17年度から原則有料となります。ただし、公共・公益活動に関する利用は減免となります。詳細については、各施設にお問合せください。</p> <p>また、市民参加・協働により、市民の皆様とともに現在検討中です。この中で、ご指摘の問題については議論し、適切な方法を選択していきたいと考えています。</p>